

■ 委員会の審査状況 ■

〈常任委員会〉

総務、産業経済、企画観光建設、文教警察及び環境厚生の各常任委員会は、6月21日及び6月24日の2日間にわたり、それぞれの委員会室において、議案等を審査した。

総務委員会

(委員長報告 令和元年6月28日本会議)

総務委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議 案]

当委員会に付託されました議案第64号など議案6件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決または同意すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第64号「鹿児島県名誉県民の選定について同意を求める件」に関して、稻盛和夫氏を名誉県民に選定した理由について質疑があり、「名誉県民条例において、社会の発展に卓絶した功績があり、県民が誇りとしてひとしく敬愛する方に称号を贈るとされている。稻盛氏は鹿児島に生まれ育ち、世界的な大企業の経営者であることはもちろんのこと、「京都賞」を創設されるとともに、公私に渡って鹿児島の発展に貢献していただいていることから、まさに名誉県民にふさわしいとの結論に至った」との答弁がありました。

次に、議案第68号「鹿児島県税条例等の一部を改正する条例制定の件」に関して、法人事業税の税率の引下げに伴う本県税収への影響について質疑があり、「新たな偏在是正措置は、令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用されるため、本年度は本県財政への影響は生じないと考えている。なお、国の試算によれば、地方法人二税の税収を人口1人当たりで比較すると、全国を100とした場合に、今回の新たな偏在是正措置がなければ本県は53.1となるが、新たな偏在是正措置が平年度化した場合には、67.6になるとされている」との答弁がありました。

[請願・陳情]

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情2件について、いずれも不採択とすべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第1001号「川内原発のテロ対策施設について」は、「施設建設の工期は当初計画どおり進めること。仮に工期短縮できる場合は、事前に県民に納得できる説明を行うよう九州電力に対し要請すべき」として採択を求める意見と、「原子力規制委員会の厳格な指導・審査のもと、適切に整備されるものであり、県が意見をいう立場にはない」として不採択を求める意見、「今後の動向を見守る必要がある」として継続審査を求める意見でしたが、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1002号「原発事故時の車両の避難に対する火山灰の影響について」は、「走行実験の積み重ねは安全を保つ上で重要である」として採択を求める意見と、「国の中央防災会議のワーキンググループにおいて、過去の走行実験を踏まえ、現在、その対策について検討を行っていることから、同じ実験を行う必要はない」として不採択を求める意見、「今後の動向

を見守る必要がある」として継続審査を求める意見がありましたが、採決の結果、不採択すべきものと決定いたしました。

[県政一般]

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

来年開催される「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」に向けた取組状況について、論議が交わされました。

かごしま国体に向けた競技力向上の取組について質問があり、「優秀な指導者を本県に招へいするなど、選手強化に努めている。また、今年度は50名の全国トップクラスの有力成年選手を強化指導員として委嘱し、国体の代表選手候補とともに、強化指定校の高校生等の指導を行っており、かごしま国体における天皇杯・皇后杯の獲得に向け、更なる競技力の向上を図ってまいりたい」との答弁がありました。

次に、一般調査について申し上げます。

総務部関係では、「いじめ再調査委員会の調査結果」に関して調査を行いました。担当課から、いじめ再調査委員会の調査結果について説明を受け、論議が交わされました。委員からは、「同じことがあってはならない。学校現場は報告書の中身を一つ一つ読み込んで討議を行い、しっかりと対応していくことが重要である」との意見がありました。

最後に、意見書の発議について申し上げます。

委員から、「地方自治体は、子育て支援策の充実、高齢化が進行する中での医療、介護などの社会保障への対応や、更には大規模自然災害の発生に備えた対策など、新たな政策課題に直面している。増大する地方の行政需要に対応した予算措置で地方財政の確立を目指すことが必要であることから、地方一般財源総額の確保に向けて、『地方財政の充実・強化を求める意見書』を委員会として提出してはどうか」との提案があり、全会一致で、委員会として意見書を発議することを決定いたしました。

産業経済委員会

(委員長報告 令和元年6月28日本会議)

産業経済委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議案]

当委員会に付託されました議案第66号「鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で定められている額が改正されることに伴い、手数料の額を改正しようとするものであり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

[請願・陳情]

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情3件について、2件を継続審査、1件を不採択すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第2001号及び2002号の陳情は、主要農作物種子法の廃止に伴い、本県独自の種子条例の制定を求めるものであり、このことに関し、「県が新たに制定した、主要農作物種子生産・普及促進基本要綱により、従来と同様の取組が行われているが、現在、他県において、稻・麦・大豆以外の品目も含めた独自の条例制定の動きも見られることから、他県の検討状況やその必

要性を精査するとともに、県内農業関係団体等の意見も踏まえ、論議を重ねる必要がある」として継続審査を求める意見と、「県は、引き続き、他県の状況等を検討することとしているが、今後の取組の後退や、外資系事業者の種子独占等による種子価格の高騰など、農業者や消費者への影響が懸念される」として採択を求める意見があり、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

[県政一般]

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

農政部関係では、「第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会に向けた現状と今後の取組について」、論議が交わされました。

委員から、大会に向けた出品対策について質問があり、「肉質を審査する『肉牛の部』の出品対策については、全共の出品月齢に合わせた肥育技術の実証、優良雌牛のリストアップ、受精卵移植を活用した肥育候補牛の生産などに取り組んでいる。また、畜産試験場や肉用牛改良研究所においては、『牛肉のおいしさ』成分の一つである、オレイン酸などのMUFA含量の向上に向けた試験研究を進めており、今後の農家指導や候補牛の選定に活用していく」との答弁がありました。

また、大会の開催に併せたイベント計画について、委員から、「『和牛日本一』である鹿児島黒牛の更なる消費拡大につながるよう、観光分野などの関係機関との連携や、開催前のPRに取り組んでいただきたい」との要望があり、「多くの方々に鹿児島をPRできるよい機会なので、大会を通じて本県の魅力を最大限に生かせるよう、今後、実施計画を策定していく中で、チーム鹿児島で取組を進めてまいりたい」との答弁がありました。

最後に、一般調査について申し上げます。

商工労働水産部関係では、在留外国人に対し、多言語での情報提供や相談を行う「外国人総合相談窓口」に関する質問があり、「かごしま県民交流センターの国際交流プラザ内に、窓口を設置し、多言語コールセンターや翻訳ソフトなどを活用して、相談に対応することとしている。手続に3、4カ月かかる見込みであるが、なるべく早い時期の開設に向けて、準備を進めてまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「引き続き、外国人の方々が安心して働き、暮らせる環境の整備に取り組んでいただきたい」という要望がありました。

農政部関係では、先端技術を活用したスマート農業に関する農業関係者への理解促進の取組について質問があり、「県では、今年度、県内3カ所において、推進大会を開催し、実証活動の取組や成果等を紹介するとともに、機器の展示・紹介なども行うこととしている。また、現在、国の『スマート農業加速化実証プロジェクト』や、県の『生産性を飛躍的に向上させるスマート農業推進事業』を活用した各地域での実証活動を通じて、スマート農業の理解促進に努めている」との答弁がありました。

委員からは、「実際のスマート機器の導入にあたり、国・県の補助事業の紹介などを通じて、県内全域にスマート農業が普及していくことを期待したい」という意見がありました。

企画観光建設委員会

(委員長報告 令和元年6月28日本会議)

企画観光建設委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議 案]

当委員会に付託されました議案第66号など議案6件及び専決処分報告1件につきましては、いずれも全会一致で、「原案のとおり可決または承認」すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第69号「鹿児島県国際交流センターの設置及び管理に関する条例制定の件」に関し、1棟の建物を、宿泊施設を所有する県と交流施設を所有する鹿児島市が別々に指定管理を行うことや、県民と留学生等との交流について質疑があり、「1棟の建物であるが、宿泊施設と交流施設は機能・区分が異なり、それぞれの管理・運営の方法も違うため、別々に指定管理するものであるが、共有部分については、県・市で一緒に管理するなど、連携して取り組んでいくこととしている。

また、本来の目的である国際交流の促進が図られるよう県と市で連携して取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

[請願・陳情]

次に、陳情につきましては、新規分の陳情3件について、2件を「不採択」とすべきものと決定し、1件の取下げを承認いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

新規分の陳情、第3003号「再生可能エネルギーの出力制御について」に関して、「出力制御を実施しないための努力も必要であり、県が県開発促進協議会等を通じて国へ要望している事とも合致しているため、採択すべきである」との意見と、「国も出力制御の低減に向けた中間整理をまとめて、現在も継続して検討していることから、継続審査とすべきである」との意見、「出力制御については、電力の安定供給のために必要な手段の一つとされ、いわゆるFIT法に基づく国の優先給電ルールに従い実施されているところであり、県は、既に県開発促進協議会等を通じて出力制御の低減について国へ要望していること、また、九州電力においても、大容量蓄電池の導入や他のエリアへの再生可能エネルギー送電可能量を拡大するなど出力制御の低減に向けて取り組んでいることから、不採択とすべきである」との意見があり、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

[県政一般]

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

P R・観光戦略部関係で、「外国人観光客の誘客促進」について、論議が交わされました。

委員から、「数値目標は設定しているのか」との質問があり、「数値目標については、『鹿児島県観光振興基本方針』の中で設定しているが、当該方針は平成27年度から令和元年度までの5年間の設定であるため、今年度、次期方針の策定に向けた見直しを予定している」との答弁がありました。

委員からは、「クルーズ船による誘客に関するビジョンを出してほしい」との要望がありました。

次に、一般調査について申し上げます。

企画部関係では、新たな総合体育館について、委員から「整備場所について、様々な意見や声がある中で、これにより整備場所の変更を余儀なくされるようなこともあると考えてよいか」との質問があり、「整備予定地はまだ決まっておらず、県工業試験場跡地を最適地とするスタンスに変わりはない。引き続き、慎重かつ丁寧に協議・検討を進めることとしている」との答弁がありました。

委員からは、「県民の財産による県民のための施設整備であることから、決定した後から意見を聞くということではなく、政策決定の経過がわかるようにするとともに、交渉事であり難しい場合もあると思うが、その時々の議論の過程を明らかにしてほしい」との要望がありました。

土木部関係では、住吉町15番街区の取り扱いに関する県の考え方と今後の事業の進め方について質問があり、「鹿児島港本港区エリアについては、『来て見て感動する観光拠点』の形成を図ることとしており、その考え方には変わりはないが、様々なことを勘案し、住吉町15番街区については、鹿児島市から協議があれば、サッカースタジアムの候補地として前向きに検討することも可能であることを答弁したものである。同エリアを素晴らしいものにしていくため、鹿児島市など関係する方々と密に連携しながら丁寧に事業を進めてまいりたい」との答弁がありました。

文教警察委員会

(委員長報告 令和元年6月28日本会議)

文教警察委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議 案]

当委員会に付託されました議案第66号など議案2件及び専決処分報告1件につきましては、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

令和2年4月に、横川警察署を廃止し、伊佐警察署の名称を伊佐湧水警察署に改め、伊佐湧水警察署及び霧島警察署の管轄区域を変更する、議案第76号「鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例制定の件」に関し、再編後の体制について質疑があり、「現在の横川警察署の職員数は39名であるが、廃止後の横川幹部派出所は20名程度を予定している。また、横川警察署管内の交番及び駐在所は現行のとおり維持することとしている。再編後の伊佐湧水警察署及び霧島警察署の職員数は未定であるが、今後の治安情勢等を勘案しながら、適正に配置してまいりたい」との答弁がありました。委員からは、「横川警察署の廃止・再編には住民の様々な思いがあった。その思いを踏まえ、しっかりと人員を配置していただきたい」との要望がありました。

[請願・陳情]

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の請願1件について、不採択とすべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

請願第4001号「義務教育費国庫負担制度の堅持、教職員定数の改善をはかるため、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について」に関して、「どのような環境にあっても全ての子どもに等しく与えられた教育の権利を保障すべき」などとして採択を求める意見と、「『義務教育費国庫負担制度の堅持』及び『複式学級の解消』については、県開発促進協議会など様々な機会を捉えて、国に対し要望がなされており、現時点で意見書を提出する状況にはない。また、『特別支援学級の児童生徒を交流学級の在籍数に加えること』については、児童生徒の障害の種類や程度により状況が異なることから、一律に交流学級の在籍者に加えることは適当ではない」として不採択を求める意見があり、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

[県政一般]

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

教育委員会関係では、「高大接続改革への対応」について論議が交わされました。大学入学

者選抜改革での英語の変更点及び対応について質問があり、「現在の高校2年生から、従来の『読む』『聞く』に『話す』『書く』を加えた四技能評価への転換や外部検定試験を活用するなどの方針が示されており、それらに対応するために、県立高校の英語教員を対象に、すべて英語による研修の実施など、各種研修の充実を図るとともに、『主体的・対話的で深い学び』の実践により、授業の質の向上を図っている」との答弁がありました。

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

教育委員会関係では、「いじめ再調査委員会の調査結果」に関し、報告の概要や、県教委として自らの権限と責任において、いじめ防止等に学校と一体となって全力で取り組んでいく旨の説明がありました。

また、特別支援学校就労支援・スキルアップ推進事業の内容と成果について質問があり、「特別支援学校高等部の生徒を対象とした技能検定の実施により就労意欲や能力の向上を図るとともに、企業関係者を招聘した研修会等を行う就労ネットワーク会議の開催などの取組を実施している。さらに、今年度から鹿児島高等特別支援学校及び出水養護学校の2校をモデル校として就労支援コーディネーターを配置し、企業等を訪問し障害者就労への理解や啓発を図ることにより、地域における就労先を確保し、就職率の向上を図ることとしている。平成30年度に特別支援学校高等部を卒業した生徒の就職率は、37.6パーセントで、前年度を4.7パーセント上回った」との答弁がありました。

警察本部関係では、通学路等の交通安全対策に関し、平成24年の京都府の交通事故後に行われた緊急合同点検での具体的な取組内容と今回の滋賀県の交通事故を踏まえた取組について質問があり、「緊急合同点検では、信号機及び横断歩道の新設や移設、道路標示の摩耗の補修、速度規制の変更、信号秒数の見直し、交通指導取締り及び街頭監視活動の強化を行い、平成30年3月までに県警察として対応すべき329か所全ての対応が完了した。さらに関連して、ゾーン30の推進等にも取り組んでいる。また、現在、子育て支援課が窓口となり、認可外保育所を含めた全ての保育施設に対し、現場調査を依頼しており、調査の結果、県警察として対応すべき部分については、整備を進めてまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「想定外の交通事故が発生しており、関係機関が情報共有し、想定外の事象も意識した取組として進めていただきたい」との要望がありました。

環境厚生委員会

(委員長報告 令和元年6月28日本会議)

環境厚生委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議案]

当委員会に付託されました議案第66号など議案2件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第70号「鹿児島県森林環境譲与税基金条例制定の件」に関し、森林環境譲与税の本県への譲与額、県が独自で導入している森林環境税の税収、使途及び今後の取扱いについて質疑があり、「今年度の森林環境譲与税の譲与額は、県に約8千8百万円、市町村に約3億5千3百万円、総額で約4億4千百万円を見込んでいる。県が独自で導入している森林環境税の税収は約4億4千万円であり、森林環境の保全や森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する財源として活用している。県の森林環境税の今後の取扱いについては、これまでの成果、他県の状況、今後の必要性等を総合的に勘案しながら、十分検討を行いたい」との答弁がありました。

[請願・陳情]

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情1件を不採択すべきものと決定いたしました。

陳情第5001号第2項「地方自治体が収集している個々の源泉データを公開することにより、源泉のゆう出量の変動があることを明らかにすることを求める陳情」については、執行部から「県においては、温泉源の保護等の観点から、源泉所有者、ゆう出量などの源泉に関する情報を有しているが、個人情報等に該当することから、原則公開していない。また、温泉法では、個々の源泉のゆう出量について定期的なモニタリングの義務づけはなく、経常的な推移は把握していない」との説明があり、個々の源泉データを公開し、源泉のゆう出量の推移を明らかにすることは困難であることから、全会一致で不採択すべきものと決定しました。

[県政一般]

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

くらし保健福祉部関係では、「児童虐待への対応」について論議が交わされました。

委員から、児童相談所の現状及び関係機関との連携について質問があり、「県内3箇所の児童相談所には、基準に基づき、相談業務に携わる児童福祉司を合計で42人配置している。また、虐待防止対策としては、知事をトップとした虐待防止対策会議のほか、虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携強化を図っている。更に、今年2月には、警察との情報共有の徹底を図るため、連携協定を締結したところであり、更なる連携強化、虐待防止対策に努めたい」との答弁がありました。

県立病院局関係では、先月開催された第1回新薩南病院基本構想策定委員会における協議内容について質問があり、「これまでの経緯や『県立薩南病院あり方検討委員会』から出された提言の概要及び提言を踏まえた病院の機能、目指すべき病院像などについて、事務局案として説明を行い、議論していただいた。また、建設場所については、3箇所の候補地を示したところ、南九州市から候補地の追加提案は可能かとの質問があり、面積や取得費など一定の基準に合致すれば候補地に追加する旨、回答し、第2回委員会において現地を視察した上で、議論していただくこととしている」との答弁がありました。

委員からは、「県議会においても、公共施設のあり方について議論されている中、現状を踏まえた上でスピード感を持った対応が求められている。『県立薩南病院あり方検討委員会』においては、診療圏域の拡大、患者数の増加による経営の安定化、周辺医療機関の診療科との役割分担、交通の利便性などの観点から検討する必要があるということが示されており、これらの点を充分踏まえながら、本来のあるべき姿を見据えて取り組んでいただきたい」との意見がありました。

環境林務部関係では、「治山事業」について論議が交わされました。

委員からは、治山事業の状況について質問があり、「県においては、山地崩壊等により、公共施設や人家に被害のおそれがある箇所を山地災害危険地区としており、その数は昨年度末時点で、9,756箇所となっている。このうち、約60%は既に治山事業を完了、あるいは着手済みである。今年度は、一般公共治山事業について、市町村から98箇所の要望があり、このうち64箇所について事業を実施することとしている。また、県単治山事業については、61箇所の要望があり、36箇所について事業を予定している」との答弁がありました。

委員からは、「県単治山事業はこれまで山を守るといった面で非常に役立ってきた。県民の生命・財産を守る、被害を最小限に抑えるといった考え方の下に、しっかりと事業を進めていただきたい」との要望がありました。

〈特別委員会〉

海外経済交流促進等特別委員会

(令和元年6月18日)

海外経済交流促進等特別委員会が新たに設置されたことに伴い、委員による初めての委員会が開催された。

協議事項

- 1 委員長互選について
指名推薦により、寺田洋一委員が委員長に選出された。
- 2 副委員長互選について
指名推薦により、遠嶋春日児委員が副委員長に選出された。

(令和元年6月26日)

(調査事項)

海外経済交流の促進等に関する調査

(調査概要)

調査テーマについて委員間で協議を行った。

〈議会運営委員会〉

(令和元年6月13日)

協議事項

- 1 特別委員会について
各会派等において調整された設置案が示され、設置案のとおり海外経済交流促進等特別委員会を設置することが決定された。
また、各会派等の特別委員会委員の人選結果を6月14日（金）までに事務局に提出することとされた。

〔特別委員会設置案〕

- ① 名 称 海外経済交流促進等特別委員会
- ② 目 的 アジア諸国等との経済交流等の拡大を図り、県産品の販路拡大や観光振興、外国人材の受入等を促進するため、海外経済交流の促進に関する提言（平成27年度～30年度）を踏まえ、本県の海外経済交流促進策等について調査する。
- ③ 付 託 事 項 海外経済交流の促進等に関する調査
(提言等に基づき、具体的なテーマを委員間協議により設定)
- ④ 設 置 期 間 調査終了まで
- ⑤ 閉会中活動 閉会中も付託事項について調査を行うことができる。

⑥ 委員定数 13名

⑦ 会派等別割振

	定 数	自 民 党	県 民 連 合	公 明 党	共 産 党	無 所 属	備 考
人 数	13	9	2	1	1		

2 次回委員会開催日時について

特別委員会の設置手続き及び人選結果の確認などのため、6月18日（火）午前9時30分に開催することとされた。

（令和元年6月18日）

協議事項

1 特別委員会の設置について

特別委員会設置（案）のとおり6月18日の本会議に諮ること、採決方法は、簡易採決とすることが決定された。

2 特別委員の選任について

海外経済交流促進等特別委員名簿が確認され、選任案の採決方法は、簡易採決とすることが決定された。

3 6月18日の議事日程について

議事日程が了承された。

また、本会議で特別委員会の設置、委員の選任が決定された場合、本会議終了後、正副委員長互選のための委員会を産業経済委員会室で開催することについて了承された。

4 次回委員会開催日時について

6月27日（木）午後1時に開催することが了承された。

（令和元年6月27日）

協議事項

1 討論について

(1) 討論区分について

討論区分表のとおり、共産党のたいら議員が議案5件及び陳情5件について、無所属の下鶴議員が議案1件について討論を行うことが確認された。

(2) 討論時間について

議会運営委員会申合せ事項が確認された。

2 議案採決区分について

議案等採決区分表が確認された。

3 請願・陳情採決区分について

請願・陳情採決区分表が確認された。

4 意見書案について

総務委員会提出の意見書案1件について、全会派等賛成で質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。

5 閉会中の継続審査事件について

- ① 議会運営に関する事項について
 - ② 議長の諮問に関する事項について
- とすることが決定された。

6 6月28日の議事日程について

議事日程が了承された。

7 令和元年第3回定例会の会期日程案（見込み）について

総務部長から次期定例会の招集日の見込みは9月10日頃との説明があり、同日が開会日となつた場合の会期日程案（見込み）が事務局から提示された。

（令和元年6月28日）

協議事項

1 本会議の開会時間の変更について

大雨による交通渋滞等により、多くの議員が遅刻のおそれがあること、本会議において委員長報告を行う正副委員長が到着していないことから、本日の本会議の開会を10時30分とすることが了承された。